

静岡市の裁判について

【訴訟提起の背景】

- ・静岡市（被告）は、合特法制定（昭和50年）以前から、清掃公社を設立し、下水道普及により業務縮小を余儀なくされている市内全てのし尿収集運搬業者に対して、補償金の支払い・車両等の買収・従業員の公社への採用等に関する転業補償契約を結んで公社が業者の営業を買収する旨を伝え、買収を実施してきた。合特法制定後も、合理化事業計画は策定せず、従来通り「公社による買収」を実施していた。
- ・これに対して原告となった業者は買収に応じず、下水道整備に伴い縮小を余儀なくされた業務分について営業補償をするよう静岡市に請求した。
- ・静岡市は、業者の営業権を一括して公社が買い取る「公社化」が静岡市の政策であるとの理由で、原告業者の要求を拒否した。
- ・そこで、原告業者が、縮小分の業務について損失補償請求訴訟を提起した。

【争点】

- ①債務不履行に基づく損害補償請求が認められるか。
 - ②合特法に基づく損失補償請求が認められるか。
 - ③憲法29条3項に基づく損失補償請求が認められるか。
- ※なかでも、主要な争点は②。

【判決】

①～③いずれも認められない。（地裁・高裁・最高裁すべて同じ結論）

※②についての判旨の要点と評価

- ・合特法に基づく損失補償請求について静岡地裁は、①法制定により直ちに市町村が損失補償をすべき具体的義務を負うに至ったわけではないこと、②合理化事業計画が策定されていない場合、業者には具体的な損失補償請求権が発生していないこと、を判示した。東京高裁も同旨の判断を示し、最高裁もこれを支持している。
- ・他方で、地裁も高裁も、静岡市が合特法制定以前から実施している補償措置について「合特法の趣旨に沿った政策」と評価しており、合特法が定める合理化事業の実態は補償措置であるということを肯定しているともいえる。
- ・また、合理化事業計画が策定されていない段階では具体的な損失補償請求権は発生していない、と判断しており、裏を返せば、計画の中に補償措置を盛り込めば、業者は具体的な損失補償請求権を取得する、というようにも受け取れる。
- ・いずれにせよ、この事件に関する判決はいずれも、「合理化事業の性質が補償かどうか」という点について判断を示したものではない。

静岡市の裁判の要旨（合特法関係分抜粋）

業者（原告）の主張	静岡市（被告）の主張	静岡地裁の判旨	東京高裁の判旨（最高裁も支持）
○下水道整備に伴いその業務を縮小し、又は廃止せざるを得なくなった一般廃棄物処理業者を窮状から救うために、合特法が制定・施行された。	○合特法3条の規定により当然に市町村が合理化事業計画を策定すべき義務を負うものではない。また、合理化事業計画を策定するとしても「資金上の措置」には、資金の融資やその斡旋、保証等も含まれるところであって、必ず転廃交付金に関する定めをおかなければならぬわけではない。	○合特法3条の規定の体裁等、特に、合理化事業計画の策定が各市町村の実情に応じてなされるべきこととされていることからすると、原告が主張する趣旨の法律上の義務がただちに各地方自治体に生じるものとはいえない。 また、合特法は、合理化事業計画を定めた上で業者の資金援助等所要の措置をとるべきことを定めているのであって、なんらの計画なしに損失補償等を行うことは同法の予定するところではない。 被告市においては合理化事業計画が策定されていないので原告の主張するような損失補償請求権が発生するいわれはない。	○控訴人（業者）は、合特法に基づく損失補償請求権を主張するが、合特法には損失補償に関する規定がないから、合特法に基づく損失補償請求権を考える余地はないといわざるを得ない。
○昭和60年に合特法が改正され、同法3条2項に「下水道の整備等による業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行ふ者に対する資金上の措置に関する事項」が追加された。	○静岡市は、全業者に対して清掃公社による買収（転業補償）を行うことを再三にわたり伝えて買収を実施してきた（原告は買収に応じていない）こと、市民のくみ取り料金負担を増やす代わりに交付金制度を採用しておりこれは間接的に業者の業務縮小に対する補てんの機能を果たしていることなど、合特法制定以前から合特法の趣旨に沿った手当をしているから、これらとは別に合理化事業計画を策定すべき義務を負うものではない。	○被告に抽象的にせよ合特法3条にいう合理化事業計画を策定する義務があるとしても、被告は合特法制定以前から、清掃公社を介して補償等の措置を講じていること、交付金制度（被告が主張するとおり、それが間接的に業者の業務縮小に対する補てんの機能を果たしているということもできる。）を採用していることなどは、実質的に合特法の趣旨に沿った政策の実施と評価することもできないではない。 また、関係業者の足並みがそろわないという実情のもとでは合理化事業計画の策定に至らないこともそれなりに理由がある。	○合特法に「資金上の措置」について定めるものとする旨が規定されているからといって、これを根拠として損失補償請求をすることはできない。なぜなら、市町村は合理化事業計画に基づき合理化事業を実施するのであり（5条）、「資金上の措置」は合理化事業の実施として行われるのであり、合理化事業計画が定められる前に行われるることは予定されていないというべきであるばかりでなく、そもそも、合特法はその3条1項の規定の「ことができる」という文言からしても、市町村に合理化事業計画を定めるべきことを義務づけているものとは解されないからである。
以上のように合特法が施行され、これにより一般廃棄物処理業者を救済することは市町村の義務とされ、市町村は同法の規定に基づいて救済事業を具体化するために合理化事業計画を定める義務を負うこととなった。 被告（静岡市）は、原告（業者）に対し、下水道整備事業に伴う業務縮小により原告に発生した損害に対して損失補償をすべき義務を負う。	○仮に合理化事業計画を策定すべきものであるにしても、業者間の足並みがそろわないところから、未だ策定に至らないとしてもやむを得ない。 以上から、いずれにせよ、原告が合特法に基づき転廃交付金請求権を取得する理由はない。	以上から、原告の主張は採用しがたい。	○被控訴人（静岡市）は合理化事業計画を策定していないが、実質的に合特法の趣旨に沿った政策を実施しているものと評価することができないではなく、また、合理化事業計画の策定に至っていないこともそれなりに理由がある。 控訴人（業者）の合特法に基づく損失補償請求は、理由がないものといわざるを得ない。